

議案第十四号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日



三朝町長 松村喬成

昭和四十九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項を次のように改める。

蚕繭共済に係る共済金は、共済目的の種類ごと及び蚕繭共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量のその基準収繭量に対する割合が百分の三十を超えた場合に支払うものとし、その金額は、共済金額に、その減収量のその基準収繭量に対する割合に七分の九を乗じて得た率から七分の二を差し引いて得た率（共済事故による蚕種の掃立て不能に係るものにあつては、百分の五十）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

別表第一中「一二〇円」を「一四〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

蚕繭共済の共済金額及び共済掛金率表

蚕繭		蚕繭		蚕繭		蚕繭		目的共済	
晩秋	晩秋	初秋	初秋	春蚕	春蚕	春蚕	春蚕	危険階級	地域
四甲 A	三丙 B	五 B	三甲 B	一乙 B	六 B	三丙 B	二丙 B	一乙 B	合谷・太郎田・福山
東小鹿・西小鹿・久原・福本	神倉・合谷・福山・下西谷・木地山	東小鹿・井手の原・西小鹿・合谷・坂本・山田	下西谷・木地山	俵原・神倉	木地山・依原・柿谷・笏賀・鎌田・森・今泉・牧・福本	神倉・井手の原・西小鹿・坂本・横手・大瀬・久原	東小鹿・山田・坂戸・本泉・下西谷		
一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	箱当たり共済金額
五七	六九	三五	五一	七六	二三	三二	四七	九九	共済掛金率
三九	三五	一八	二六	三八	一三	一八	二六	五五	同上の負担区分率
二八	三四	一七	二五		一〇	一四	二一	四四	

別表第三を次のように改める。

別表第三

家畜共済の共済金額表

(包括共済関係)

種 豚	馬 一般馬	牛		共済目的	共済金額に対する付保割合	一頭当たり共済金額の最高限度額 (単位:万円)
		乳牛の雌 肉用牛 (乳牛の雌および種雄牛を除く。)	成乳牛 育成乳牛 肥育牛 その他の肉用牛 肉用種雄牛			
八〇	八〇	八〇	三五	%		
七〇	七〇	七〇	三〇	%		
六〇	六〇	六〇	二五	%		
五〇	五〇	五〇	四〇	%		
四〇	四〇	四〇	四〇	%		
三〇	三〇	三〇	一〇	%		
五	一〇	一〇	一〇			

(個別共済関係)

種 豚	馬		牛				共 済 金 額 (単位 万円)			
	一般馬	種雄馬	種雄牛	肉用種 肉用牛	その他の 肉用牛	肥育牛		育成乳牛	成乳牛	
			八〇七〇六〇五〇							
			四〇							
			三〇		四〇三五三〇二五二〇一五					三五三〇二五二〇一五
		三五二〇二五二〇一五	二〇		二五二〇一五二二二二二二					三〇二五二〇一五
					一一一一一一一一一一					
	二〇		一〇	一〇						一〇
	九	九								
	八	八		八						八
	七	七								
	六	六								六
五	五	五								
四										
三										
二										
一										

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。